

石巻市社会保障・税番号制度推進本部
平成27年度第2回推進本部会議要旨

日時：平成27年8月6日（木）

午前9時30分～

会場：6階第3・第4委員会室

1 [審議事項]

(1) 関係条例の一部改正について

- ア 個人情報保護条例の一部改正について（総務課）
- イ 情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について（総務課）
- ウ 手数料条例の一部改正について（市民課）
- エ 市税条例の一部改正について（市民税課）
- オ パブリックコメントについて

〈審議結果〉

- ア 番号法の施行に伴い、平成27年10月5日から本市においても個人番号を保有することになるため、番号法に対応した規定を盛り込む条例改正を9月議会に提案する。
- イ 番号法施行に伴い、審査会の所掌事務に特定個人情報保護評価に関する事項を追加するための条例改正を9月議会に提案する。
- ウ 番号法の施行に伴い、個人番号カード、通知カードの再発行手数料の設定等を行うための条例改正を9月議会に提案する。
- エ 番号法施行に伴い、各種申請手続等に個人番号及び法人番号の記載を追加する等の条例改正を9月議会に提案する。
- オ 関係条例の一部改正は、市の独自施策ではなく、番号法に対応するために全市町村で行うものであることからパブリックコメントは実施しない。

(2) 特定個人情報の保護について

- ア 特定個人情報等の安全管理に関する基本方針について
- イ 特定個人情報の取扱いに関する管理規程について

〈審議結果〉

- ア 国の指針に基づき、平成27年8月中に特定個人情報の安全管理に関する基本方針を策定する。
- イ 国の指針に基づく特定個人情報の取扱いに関する管理規程の策定については、国の指針の大部分が石巻市情報セキュリティポリシー（訓令）に網羅されていることから、セキュリティポリシーの改正等により対応する。

(3) 通知カードの送付について

〈審議結果〉

通知カードは、全国一斉に10月から住民票の住所地に転送不要の簡易書留で郵

送されるため、国の指針に基づき、本人からの居所情報登録申請及び本市が保有する居所情報等により住所と居所が異なる方の送付先を把握し、通知カードの正確な送付に努める。

【周知方法】

- ・市報8月15日号に合わせてチラシ（概要）を全戸配布する。
- ・市報9月1日号に合わせてチラシ（手続の詳細）及び申請書を全戸配布する。
- ・市ホームページに手続の詳細等を掲載する。

(4) 個人番号利活用条例の制定について

- ア 庁内同一機関との情報連携について
- イ 庁内他機関（市長部局と教育委員会）との情報連携について
- ウ 議会提案時期について
- エ パブリックコメントについて

〈審議結果〉

- ア 番号法は、庁内同一機関が複数の事務を庁内で情報連携することを想定した条文となっていないため、庁内同一機関と情報連携できるよう番号法第9条第2項の規定に基づき条例を制定する。
- イ 番号法第19条第9号において、条例で定めることで庁内他機関（教育委員会）との情報連携が認められているため、庁内他機関（市長部局と教育委員会）同士が情報連携できるよう条例を制定する。
- ウ 利活用条例に規定する情報連携の内容と実際のシステムの運用が異なるといった法令違反が発生しないよう、業者と協力して現在改修中のシステムの情報連携の内容を正しく条例に反映させるとともに、個人番号の利用を予定している各種様式・帳票等の内容が番号法に抵触しないかを確認するための作業に時間を要することから、本条例の制定は12月議会に提案する。
- エ 利活用条例の制定は、市の独自施策ではなく、番号法に対応するために全市町村で行うものであることからパブリックコメントは実施しない。

(5) 独自利用事務（条例・規則・要綱）について

- ア 利用開始時期について
- イ 議会提案時期について
- ウ 利用予定事務について

〈審議結果〉

- ア 個人情報保護に対する住民の不安や懸念、利用範囲の拡大によるリスクの増大等を考慮し、個人情報の保護が確実に行われることを第一に、個人番号の利用は当面の間法定事務の範囲のみとし、独自利用事務については、住民が制度のメリットを享受できるようになる庁外連携開始時（平成29年7月）に合わせて行うこととする。
- イ 今後国及び特定個人情報保護委員会から示される庁外連携に係る条例改正時期

の目安に合わせて議会に提案する。

ウ 国の指針等に基づき、条例、要綱の区別なく、個人情報の保護と住民の利便性の向上のバランスを勘案しながら検討していく。

(6) 職員研修について

〈審議結果〉

個人番号の利用に当たっては、本人確認や目的外利用の禁止といった規定が厳格に定められており、窓口担当者をはじめ、全職員が成りすましの防止や個人情報保護の徹底に努める必要があるため、今秋中に職員研修を行う。

(7) 石巻市における社会保障・税番号制度行動計画の一部変更について

〈審議結果〉

上記(2)、(4)、(5)に基づき、行動計画の一部を変更する。

2 その他

なし

閉会 午前10時40分
以上